

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

倉吉市長

## 公表日

令和5年5月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	・住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、次の事務を行う。 ●「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付に関する事務を行う。 ●「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経運第394号)」に基づく、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務を行う。 上記事務の実施にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に従い、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、価格高騰緊急支援給付金事務支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部福祉課 Tel 0858-22-8118

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	事務の追加に伴う評価書名の変更
令和5年2月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務の追加に伴う個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務	・住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務	事後	事務の追加に伴う事務の名称の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」の実施に当たり、住民税非課税世帯等に対し、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号)」に基づき、臨時特別給付金の支給事務を行う。	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)」の実施に当たり、住民税非課税世帯等に対し、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号)」、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経連第280号)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経連第394号)」に基づき、臨時特別給付金の支給事務を行う。	事後	事務の追加に伴う事務の概要の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、価格高騰緊急支援給付金事務支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	事後	事務の追加に伴うシステムの名称の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給台帳	事後	事務の追加に伴う特定個人情報ファイル名の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一 第100項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第73条	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	事務の追加に伴う法令上の根拠の変更
令和5年2月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日時点	令和4年9月30日時点	事後	しいき値判断の再実施による変更
令和5年2月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日時点	令和4年9月30日時点	事後	しいき値判断の再実施による変更
令和5年5月25日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】	事後	事務終了公表から3年は公表継続